別表第一水酸化アルミニウムの項の次に次のように加える。

フッ化アルミニウム	ALUMINIUM FLUORIDE	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ロ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 四　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 五　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　甲板及び積載場所において水を使用する場合、清掃すること。

別表第一アルミニウム製錬又は再溶解工程から生じる副生物（不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。）の項の次に次のように加える。

化学石こう	CHEMICAL GYPSUM	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ロ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 四　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 五　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場所を十分に清掃すること。

別表第一表クリンカアッシュの項品名の欄中「(湿式)」及び「，WET」を削り、同表コークブリーズの項の次に次のように加える。

銅スラグ	COPPER SLAG	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ロ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。 三　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 四　ビルジウェルは貨物が流入することのないよう、覆うこと。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 六　航海中、ビルジを定期的に排出すること。

別表第一チタン鉄鉱砂［イルメナイトサンド］(水分が2％を超えるもの。)の項の次に次のように加える。

鉄鋼スラグ及びその混合物	IRON AND STEELSLAG AND ITS MIXTURE	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ロ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 四　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 五　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。